

杉並区ピックルボール協会規約

第1条 <名称> 本会は、杉並区ピックルボール協会と称する。

第2条 <所在> 本会の事務所は、杉並区永福に置く。

第3条 <目的>

1. 本会は、区内ピックルボール競技を総括代表することにより、ピックルボールの健全な普及発展を図る。
2. ピックルボール競技を通して会員の健全な心身育成、及び健康増進に寄与貢献、相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 <活動> 本協会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 区内におけるピックルボール競技会の開催及び管理
2. ピックルボール競技の講習会開催
3. その他、本協会の目的達成に必要な事業

第5条 <会員> 本協会は、本協会の主旨に賛同し、所定の手続きを経た者が会員となることができる。

第6条 <退会> 会員は代表に届け出て退会することができる。

(付則)

- ・本規約は2021年1月1日から施行する。
- ・本規約は2023年4月1日に改正した。